

# 農業者の皆様へ

## 農地貸借・売買の方法が変わります！

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正により、令和7年3月末で農用地利用集積計画による利用権設定はできなくなります。

令和7年4月から農地貸借・売買の方法は、農地中間管理機構（秋田県農業公社）を介した促進計画、農地法3条に基づく農業委員会許可の2つとなります。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相対集積計画（基盤法）	（手続きは令和7年2月中旬まで） 令和7年3月末まで利用可		
機構を介した手続き集積計画（基盤法）	市町村から機構へ 令和6年7月末にて終了		
機構を介した手続き促進計画（機構法）			令和6年7月以降切替
農業委員会の許可（相対）農地法3条	利用継続		

これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化。

※農地法に基づき農業委員会の許可を受けて相対の権利設定を行うことは引き続き可能です。

●相対での契約を希望される方は、令和7年2月中旬までに産業振興課での手続きが必要です。（農業委員会の総会が3月上旬、その後公告）

●促進計画利用の場合、許可まで時間を要します。集積計画（相対）と比較すると2～3ヶ月早く手続きをする必要があります。

〈スケジュール例〉

	産業振興課受付	農業委員会総会	公告
集積計画(従来)	10月19日まで	11月5日	11月12日
促進計画(移行後)			12月27日

# 農地中間管理機構Q&A

Q. どうして相対による利用権設定（基盤法）ができなくなりますか？

A. 将来の農地利用の姿を明確化し、集積・集約化した「地域計画（目標地図を含む）」を定める法律改正がありました。農地の集約化を進めるために農地中間管理機構を活用することになったためです。このため、耕作者については認定農業者に限ります。

Q. 契約期間が終了していない相対の契約はどうなりますか？

A. 令和7年度以降も利用権設定（基盤法）の契約期間が残っている場合、満了まで契約は有効です。なお、農地法による賃借は、そのまま残ります。

Q. 窓口や手続きはどうなりますか？

A. 今までと変わらず、窓口は農地中間管理事業を扱う秋田県農業公社と連携している産業振興課と農業委員会です。手続きに係る申請書類は産業振興課で作成します。必要書類等に関しましては産業振興課までお問い合わせください。

Q. 農地中間管理機構を利用するときの費用について教えてください。

A. 農業公社へ手数料が発生いたします。利用権（賃貸借）、所有権（売買）毎に異なりますので下記の表を参照してください。

(1) 賃貸借の場合

	手数料
出し手	5,000円
受け手	5,000円

(2) 売買の場合

		手数料	
		一時貸付後の売渡	
	①即売	②1年間の使用貸借	③2～4年耕作（賃貸）
出し手	農地代金の1%の金額+15,000円		
受け手	農地代金の1%の金額+15,000円	農地代金から2～4耕作の賃料の半額を差し引いた金額の1%+15,000円	

※受け手（買う方）は①、②、③のパターンから選択することができます。

Q. 契約期間は現状と変わらず自由に設定できますか？

A. 契約期間は耕作者の経営の安定・発展に配慮し、原則として10年以上です。耕作者がこれよりも短い期間を希望し、所有者もこれを了承する場合は短期間での契約が可能です。

Q. 契約後に賃借料の変更はできますか？物納（賃借料を米で納める）はできますか？

A. 契約期間中に賃料を変更したい場合は所有者と耕作者が合意の上で変更することが出来ます。現在、物納は取り扱っておらず、今後も予定はありません。代替としては所有者が耕作者から米を購入する等が考えられます。

## 問合せ

秋田県農業公社（農地中間管理機構） Tel: 018-893-6223  
大潟村産業振興課 Tel: 0185-45-3653  
大潟村農業委員会 Tel: 0185-45-3654